

基本目標1 支え合う「人」を育てる

【指標】

指標	基準値	目標値
	令和5年度	令和10年度
福祉に関心がある人の割合 (アンケート調査)	58.9%	69.0%
市内学校のうち福祉出前講座を実施した学校数	8校	12校
ボランティア活動に参加したことがある人の割合 (アンケート調査)	45.1%	55.0%
福祉活動が活発に行われているまち と思っている人の割合 (アンケート調査)	20.1%	30.0%

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。



施策1 地域福祉に関する情報提供

すべての市民に福祉情報を届けるため、年齢やニーズに合わせた情報提供の充実を図ります。

また、地域福祉活動を行う団体やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○福祉に関心を持ちましょう。



地域では、様々な人が住んでおり、抱える課題も様々であることを意識しましょう。

○福祉に関する情報や広報物に目を通しましょう。



市社会福祉協議会が発行する「ふくしだより」や市が発行する「広報まきのはら」、ホームページ、SNS*など、様々な媒体の中から福祉に関する情報に目を通すよう心がけましょう。

○福祉に関する情報を地域で共有しましょう。



日常生活の中で、福祉に関する情報を住民同士で交換・共有しましょう。

○地域活動、ボランティア活動の内容を内外に発信しましょう。



取り組んでいる活動の内容や魅力について地域の内外に発信し、活動への参加を促しましょう。

活動紹介

出かける場を見つける「集いの場マップ」



主にシニアがつどい・交流する場所「集いの場」について、牧之原市社会福祉協議会が現地取材し、各地区ごとに情報をまとめています。「ふれあい・いきいきサロン事業」だけでなく、気軽に出かけられる「居場所」、「グラウンドゴルフ」「わなげ」などの「スポーツ活動」、「カラオケ」「手芸」「パソコン」などの「趣味活動」など、様々な「集いの場」の情報を提供しています。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内 容
ふくしだよりの発行	・奇数月に地域の活動紹介やボランティア情報等、福祉の情報を発信します。
ホームページやSNS*での情報発信	・ホームページやフェイスブック、インスタグラムから地域の取組や事業の紹介などの福祉に関する情報発信を行います。
ボランティアのひろばの発行	・地域の取組や事業の紹介などの福祉に関する情報発信を行います。
集いの場マップ	・高齢者の集いの場に関する情報発信を推進します。
社会福祉大会	・福祉活動に尽力している住民や企業を表彰します。 ・福祉についての情報発信や地域の取組紹介を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
情報発信事業	・市や地域が行う事業を広報やホームページ、SNS*などの様々な手段により、積極的に発信します。	情報交流課
子育て支援事業・子育て支援連携システム運用事業	・子育て中の家族が必要とする情報をリアルタイムに発信するとともに、子どもの健康情報を電子データ化し、子育て支援を効率的に提供します。 ・子育て支援事業を分かりやすくまとめた冊子を発行します。	子ども子育て課
地域包括支援センター*の周知	・市広報やホームページ、地域包括支援センター*毎のチラシにより周知を推進します。 ・地域包括支援センター*による介護予防や認知症*、寝たきりの人の介護、エンディングノートの書き方などについての説明をするお出かけ教室を実施します。	長寿介護課
障害者情報アクセシビリティ*の向上	・手話通訳者、要約筆記者の派遣、声の広報、点字文書の発行を継続的に実施するとともに、音声コード等の新たな手段による情報発信に取り組みます。 ・日常生活用具給付事業による情報取得ツールの購入費支援と、ICT機器の利用促進のための研修を実施します。	社会福祉課
市民トーク	・市内10地区において、市長より市の課題や取組などの説明と意見交換を行います。	秘書政策課

施策2 地域や学校における福祉教育の推進

重点

福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図ります。

また、子どもから大人まで、福祉に対する意識の高揚を目的とした、啓発活動の推進や福祉教育*、交流活動の活性化を図ります。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○自分から笑顔で元気にあいさつしましょう。 

「笑顔」や「元気」は地域の雰囲気明るくします。また、「あいさつ」はお互いの存在を認め、コミュニケーションを活発にするものです。地域の人を見かけたら、笑顔で元気にあいさつを自分から進んでみましょう。

○支え合いの心を育む場に参加しましょう。 

学校の出前講座や、福祉体験講座、福祉について学ぶ公開講座、生涯学習講座などに積極的に参加しましょう。

○楽しみながら地域で支え合いの心を育む場を設けましょう。  

防災訓練や地区の絆づくり事業、世代間交流*の場などの地域行事を継続し、住民が楽しみながら参加できる活動の場を設け、支え合いを実践できるようにしましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
福祉教育*担当教諭と意見交換	・各学校に訪問し、地域との繋がりや、スクールボランティア等の取組を把握しながら、各校の実情に合わせた福祉教育*に取り組みます。
福祉教育*	・各学校に出向き、疑似体験や当事者との関わり、事例などを通して身近な福祉について考えるきっかけづくりを提供します。
夏休みふくし体験講座	・学校では体験できない、ふくし体験や講話を通して福祉について学ぶきっかけづくりを提供します。
福祉講座の実施	・地域住民を対象にニーズに沿った各種講座を実施します。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
小・中学校における福祉教育*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校中学年において、総合学習における福祉教育*を実践します。 ・JRC活動の充実を図ります。 ・特別支援学校に在籍する児童生徒との交流を図ります。 	学校教育課
児童虐待防止対策等総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット（市内4店舗）において児童虐待防止啓発活動を実施します。 	福祉こども相談センター
認知症サポーター*及び認知症キャラバン・メイト*の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター*養成講座を開催し、認知症*に対する正しい知識を広め、サポーターを養成します。 ・キャラバン・メイトを養成することにより、更に正しい知識を広め、今後の活動を広げます。 	長寿介護課
障がいへの理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解と障害者差別解消を促進するために、民生委員や中高生を対象とした研修会を開催します。 	社会福祉課

活動紹介

福祉を考えるきっかけづくり「福祉教育」

各学校において、体験学習等を通じた福祉教育の推進を図っています。高齢者疑似体験や車いす体験、視覚障がい者介助等を通して、支え合うことの大切さを学び、また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らしやすいまちづくりを考えるきっかけづくりを提供します。



施策3 地域活動への参加の促進

重点

地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行います。また、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、気軽に参加できる環境づくりや、きっかけづくりを行います。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域活動に参加しましょう。

防災訓練や地区の絆づくり事業など、地域のためになる活動へ関心をもち、積極的に参加しましょう。

○ボランティア活動に参加しましょう。

ホームページやSNS*など様々な媒体にボランティアに関する情報が公開されています。子どもや高齢者、障がい者に対するボランティアから、趣味を活かした誰でも取り組みやすいボランティアまで多様なメニューがあるので、ボランティア活動に気軽に参加してみましょう。

○寄付や共同募金に協力しましょう。

地域福祉事業の財源となる寄付や共同募金について、それぞれの趣旨を理解したうえで協力しましょう。

○地域活動、ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。

住民に対し、企画する事業やイベントへの参加を呼びかけましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
福祉ニーズなどの把握	・事業実施時のアンケート調査結果の分析により、地域のボランティアニーズ等を把握します。
ボランティアやサロン*に関する講座	・各サロン団体が円滑に活動できるよう情報交換や各種講座を開催します。
コーディネート機能の充実	・ボランティアの育成やボランティアコーディネート体制の充実を図ります。

【行政の取組】

事業・取組	内容	担当課
ボランティア団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体の情報共有やニーズの把握を行います。 ボランティア団体に対し、さざんか内ボランティア室の貸出や市社会福祉協議会を通じてボランティア活動の支援を行います。 	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	<ul style="list-style-type: none"> 子育て親子の交流を促進し、子育ての不安を緩和するための子育て支援拠点として、子どもの健やかな育ちを支援します。 	福祉こども相談センター
福祉関係団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動の促進を図るため、福祉関係団体の活動を支援します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 母親クラブの活動を支援するため、補助金を交付します。 	子ども子育て課
高齢者ふれあい・いきいきサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくり活動を実施する団体へ活動に要する経費に対し補助金を交付します。 	長寿介護課
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター*を配置し、住民主体による高齢者の生活支援・介護予防体制を充実し推進します。 	長寿介護課
福祉の店「ドリームまきのはら」の出店	<ul style="list-style-type: none"> 市内で実施されるイベントや市役所庁舎において、就労継続支援B型事業所の利用者による自主製品の販売を行います。 	社会福祉課
多文化共生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内の外国人登録の半数以上となるブラジル国籍住民に対して、SNS*を活用し、ポルトガル語により、地域で生活するために必要な情報を発信します。 	情報交流課

活動紹介

じぶんのまちを良くするしくみ「共同募金」

共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんのまちを良くするしくみ」として取り組まれています。



施策4 地域福祉の担い手の育成

地域での生活課題等を地域で解決できるように、地域活動を行う団体や人材の育成を支援します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域活動、ボランティア活動へ積極的に参画
しましょう。



活動への理解を深めるとともに、誰もが継続して参加できるような活動に参画しましょう。

○地域ぐるみで次世代のリーダーを育成しましょう。



自治会運営や支え合い活動の新たな担い手を地域の中で育成しましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
地域に出向き ニーズに沿った ボランティア講座 の開催	・「地域支え合い活動」における地域の課題解決に向けた検討結果を踏まえ、地域のニーズに即したボランティアを養成します。
福祉教育*出前講座	・子どもから大人の地域福祉活動への参画を促します。
地域活動支援	・サロン*団体や趣味団体等、地域の活動に出向き、福祉に対する関心の高い住民との関わりを持ちます。 ・地区社会福祉協議会*事務局との関係を構築します。

活動紹介

“ちょっとした困りごと”や“出かける場所”
を支える地域住民「らいふサポーターあるたす」



皆さんが、これからも住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるように、ゴミ出し等の”ちょっとした困りごと”の支援や、通いの場所の支援を通じた高齢者の社会参加のお手伝いをしています。

【行政の取組】

事業・取組	内容	担当課
地域づくり推進事業（地域リーダー育成プロジェクト）	・地域リーダー育成プロジェクトを実施し、高校生、一般市民のまちづくりへの参画を促進し、将来まちづくりを担う人材を育成します。	地域振興課
生活支援体制整備事業（生活支援・介護予防活動の担い手育成）	・生活支援コーディネーター*による高齢者の生活支援・介護予防活動に係る担い手養成講座を実施し、人材確保に取り組みます。	長寿介護課
アクティブシニア活躍支援事業	・介護サポーターに関する研修（入門的研修又は生活援助従事者研修）を実施します。 ・研修修了者に対して介護事業所との就労マッチングを行います。	長寿介護課
地域介護予防活動支援事業	・ボランティア養成講座を開催します。 ・介護予防活動を支援するため、会員の資質向上研修会を開催します。	健康推進課
地域生活支援事業	・食育ボランティアの養成講座を開催します。 ・保健委員会、健康づくり食生活推進協議会で研修会を実施し、地域で健康づくりを推進します。	健康推進課
民生委員・児童委員*活動の環境整備	・民生委員活動に即した研修を実施します。 ・民生委員活動のQ & Aの作成及びQ & Aを用いた研修会を実施します。 ・民生委員が活動しやすいように、広報紙等を使い、地域に向けて民生委員制度を踏まえたPRを実施します。	社会福祉課

活動紹介

「地域リーダー育成プロジェクト」

市内の高校生や一般市民が、様々な分野で活躍する方との対話やファシリテーションを通して、地域への愛着や対話のスキルを高めるとともに、牧之原市や地域の未来について考える機会を提供しています。



基本目標2 支え合う「地域」をつくる

【指標】

指標	基準値	目標値
	令和5年度	令和10年度
困った時に隣近所で助け合えるまちであると感じる人の割合 (アンケート調査)	53.0%	63.0%
地域には災害時に助け合ったり、支え合ったりする気運があると思う人の割合 (アンケート調査)	65.8%	76.0%

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。



施策1 地域活動の推進

地域福祉を推進するために、地域の担い手としての学びの機会を増やし、新たな活動メニューの提供等を行うとともに、住民の自発性を尊重し、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を実施します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域資源を把握しましょう。 

あなたの周りで支え合いの活動をしている人や団体、活動に利用できる施設など、様々な地域資源を把握しましょう。

○活動の輪を広げましょう。 

あなたが行っている活動の仲間づくりをしましょう。

○地域の人や仕組み、施設を有効に活用しましょう。 

既存の地域資源を有効に活用し、活動の活性化につなげましょう。

○活動の輪をつなげましょう。  

地域で活動している人や団体同士をつなげ、子どもから大人まで誰もが支え合える地域をつくりましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
地区社会福祉協議会*や地区との関係づくり	・地区社会福祉協議会*事業へ参加します。 ・地域福祉活動に積極的に取り組んでいる人や地域との連携を強化します。
補助金の交付及び活動支援	・地域福祉活動を実施している地区に対して、補助金を交付します。 ・各団体が円滑に活動できるように支援します。
地域活動への連携と支援	・身近な支え合う活動の推進及び仕組みづくりの構築を支援します。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
コミュニティ活動支援事業	・自治会の運営、地域課題の解決や活動促進のため、自治会役員への報酬、事務費交付金を助成します。	地域振興課
地域の絆づくり事業	・市内小学校 10 地区を単位とした地区自治推進協議会が行う絆づくり事業に対し支援を行います。	地域振興課
保健師地区担当制の充実	・地区の健康課題の解決のため、地域での健康教育を実施します。 ・保健師の活動を周知するため、ホームページの地区活動報告を定期的に更新します。	健康推進課
コミュニティ・スクール*の推進	・再編を見据えたよりよいコミュニティ・スクール*の組織づくりを行います。 ・各学校における学校運営協議会を充実させます。	学校教育課
相良総合センター管理運営事業	・各種団体等に、福祉団体活動室への積極的な利用促進を図ります。	社会教育課
福祉活動拠点の利用促進	・利用者のニーズに応じた修繕を行います。 ・新たな保健福祉関係団体が使用する場合、団体の活動内容等を勧案し、積極的な利用促進を図ります。	社会福祉課
コミュニティ施設整備事業	・自治会（区・町内会）の所有する集会所等の修繕、建替等の施設整備に対して助成します。	地域振興課
地区支援拠点推進事業	・市内小学校区の 10 地区のコミュニティづくり、地域課題の解決のための拠点づくり、人材育成を進めます。	地域振興課

活動紹介

地域の支え合い活動の推進「地域活動への連携と支援」



自分らしい生活を続けていくことができるよう、地域のニーズや課題を把握し、住民やボランティア、福祉事業者などと協力して活動（活動の場や居場所等）を開発したり、地域への情報提供や担い手の養成を実施することにより、地域づくりのお手伝いをしています。

地域での防災活動の周知・参加を促進し、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを目指すとともに、災害発生時や避難所等での支援体制を充実させます。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域の防災活動に積極的に参加しましょう。



防災訓練に積極的に参加し、災害時に備え、防災用品や避難場所、避難経路を確認し、防災に対する意識を高めましょう。また、「避難行動要支援者*」は個別避難計画を作成しましょう。

○防犯意識を高めましょう。



日常生活の中で起こる犯罪行為（空き巣、詐欺等）に対する対応方法や相談先を確認するとともに、防犯パトロールや見守り活動*に参加しましょう。

○災害時に支え合える体制をつくりましょう。



地域住民の参画を促したり、防災活動の回数を増やし、地域において支え合える体制づくりを推進しましょう。

○防犯活動を活発にしましょう。



交通安全運動やパトロールに積極的に参加し、地域における防犯の取組を活発にしましょう。

○避難行動が困難な方への支援体制をつくりましょう。



平常時において、「避難行動要支援者*」を把握し、災害時における支援体制をつくりましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内 容
行政や県社会福祉協議会等との災害時ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と災害時の動きについて共有する機会をもち、地域ニーズ把握に出向ける職員体制の構築を図ります。 ・災害時に企業との連携がスムーズに図ることができるよう、平時からつながる仕組みを検討します。(ライオンズクラブ、青年会議所等)
災害ボランティア*コーディネーターとの意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に備え、災害ボランティア*コーディネーター及び行政との意見交換会を行います。
障害者自立支援ネットワーク等の会議参加	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援ネットワーク等の会議に参加します。
松川町社会福祉協議会(長野県)との災害時相互応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に協力し合える体制を目指します。
災害対策マニュアル等の継続的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアル、災害ボランティア*センターマニュアルを見直し、更新します。 ・立上げ訓練を計画、実施します。 ・避難行動要支援者*について外部研修等に参加し理解を深めます。
災害ボランティア*コーディネーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座を実施し、災害ボランティア*センター運営の担い手を育成します。 ・災害ボランティア*コーディネーター定例会を実施し有事に備える体制を整備します。
災害ボランティア*センター立ち上げ訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ訓練を実施しながら、災害時でも地域支援ができる組織づくりを模索します。
ふれあい・いきいきサロン事業連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の集いの場等で、防犯や防災について学ぶ機会を啓発します。 ・消費者協会による詐欺等の啓発活動を行います。 ・交通安全指導員による啓発活動を行います。 ・災害ボランティア*コーディネーターによる啓発活動を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内容	担当課
災害時要配慮者 避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の必要性を理解するための講演会や意見交換会を実施します。 ・地域・福祉専門職と連携した要配慮者に係る個別避難計画の作成をします。 	社会福祉課
福祉避難所の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所開設運営マニュアルを整備します。 ・対象施設、地域と連携した福祉避難所運営訓練を実施します。 ・福祉避難所に必要な備蓄品等を整備します。 	社会福祉課
障害者自立支援ネットワーク防災部会の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者にも対応した自助、互助、共助、公助の防災対策の実効性を高めるため、当事者、支援者、関係機関が参加する防災部会において、啓発イベントや訓練等の企画、運営を行うほか、防災対策の推進に向けた自主防災会や福祉施設との調整を図ります。 	社会福祉課
自主防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、防災資機材点検、修繕にかかる費用の補助を行います。 	危機管理課
防災指導員の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災知識の普及や自主防災組織*の育成など地域防災力向上のため一般コース及びマスターコースの養成講座を実施します。 	危機管理課
避難支援者等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の作成過程を通して自主防災組織*や地域住民といった避難支援者を確保します。 	社会福祉課
配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りだけではなく、高齢者の食の確保について情報収集し、食の確保が困難な高齢者世帯へ情報提供を行います。 	長寿介護課
消費生活出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を未然に防止するための出前講座を実施します。 	市民課

活動紹介

「災害ボランティアセンター」の体制整備について



災害ボランティアセンターは災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点となります。

災害時、駆けつけてくれた災害ボランティアの力を効果的に引き出す役目を担う災害ボランティアコーディネーター養成講座や訓練などを実施し、災害に備えた体制を整備しています。

基本目標3 幸せあふれる「仕組み」をつくる

【指標】

指標	基準値	目標値
	令和5年度	令和10年度
他の組織・団体との連携の有無 (アンケート調査)	82.8%	88.0%
成年後見制度*を知っている人の割合 (アンケート調査)	58.6%	69.0%
子育て支援センターや児童館の取組 に対する満足度 (市民意識調査)	55.0%	60.0%
高齢者福祉サービスの取組に対する 満足度 (市民意識調査)	50.1%	55.1%
障がい者福祉サービスの取組に対す る満足度 (市民意識調査)	48.6%	58.6%

※アンケート調査、市民意識調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。



施策1 包括的な支援体制の推進 重点

生活上の問題や課題に対して、包括的に受け止め、適切な支援機関に速やかにつながるができる相談支援体制の整備を推進します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

- 福祉サービスや事業、制度の内容や相談窓口を把握しましょう。



福祉サービスや事業、制度に関心をもち、内容について理解を深めるとともに、相談窓口を把握しましょう。

- 福祉サービスを活用しましょう。



自分の心身の状態にあわせて、教育・保育サービスや介護保険*サービス、障がい福祉サービスなどの福祉サービスを活用しましょう。

- 地域の困りごとを解決する仕組みづくりに協力しましょう。



地域の困りごとや課題を把握し、共有・解決する仕組みづくりに協力しましょう。

- 支援を必要としている人を把握し、適切な支援先へつながりましょう。



地域で支援を必要としている人を把握し、適切な支援先へつなぐとともに、情報を共有しましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
地区社会福祉協議会*活性化事業	・地区社会福祉協議会*との信頼関係を構築します。また、未設置地区に対し設置に向けた声掛けを行います。
各種事業の見直し及び新規事業の検討	・現在の事業について地域ニーズにあわせた見直しを行うとともに、新たな事業の検討を行います。
見守り活動*事業の実施・権利擁護*事業の実施	・安否見守りが必要な高齢者や障がいのある人への見守り活動*及び生活支援員による見守り活動*を行います。
地域包括支援事業	・医療、介護保険*、福祉の側面から高齢者の相談支援を行います。

事業・取組	内 容
障害者生活支援事業	・障がいのある人やその家族等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの相談支援を行います。
介護保険*事業	・市民に必要とされる介護保険*事業を実施するとともに健全な運営を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
包括的相談支援事業※	・高齢、障がい、子ども、困窮などの相談に対し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める体制を整備します。	福祉こども相談センター
子育て家庭への包括的支援体制の構築	・母子保健や児童福祉の相談指導、健康調査、子育て支援サービスの連携、サポートプランの作成等を行います。	福祉こども相談センター
子どもの発達支援事業	・子どもに関するさまざまな相談に対し、「切れ目のない支援」を実施します。 ・子育て、児童虐待、発達支援などの相談及び関係機関との調整を行います。	福祉こども相談センター
スクールソーシャルワーカー*配置事業	・長期欠席や不登校、問題行動等に対する福祉的視点に立ったアセスメント、プランニング等を支援します。	学校教育課
適応指導教室	・さまざまな理由により、不登校の状況にある児童生徒に対して、在籍校への復帰と社会的自立に向けての支援をします。	学校教育課
地域包括支援センター*の運営	・毎年、市内全地域包括支援センター*に対し運営等に関するヒアリングを行い、運営の適正化を図ります。	長寿介護課
法律相談（弁護士） ・心配ごと相談（司法書士）	・相談日を定例で設け、困難な相談に対し専門家が対応することで、解決に向けた支援を行います。	市民課
子育て支援事業・子育て支援連携システム運用事業（再掲）	・子育て中の家族が必要とする情報をリアルタイムに発信するとともに、子どもの健康情報を電子データ化し、子育て支援を効率的に提供します。 ・子育て支援事業を分かりやすくまとめた冊子を発行します。	子ども子育て課
高齢者への周知及び総合的な相談窓口の充実	・制度の周知について、市ホームページの公開及び介護保険*制度説明会を実施します。 ・関係部署と関係機関が連携し、相談者への個別対応を実施します。	長寿介護課

事業・取組	内容	担当課
福祉サービス及び助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳の取得者や福祉サービスの申請者に対し、支援制度や利用できるサービスを案内するとともに、必要な情報が必要なときに取得できるよう周知・広報に努めます。 	社会福祉課
多機関協働事業※	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を図り、整備します。 複雑化・複合化したケースが円滑に進むように支援します。 	福祉こども相談センター
アウトリーチ*等を通じた継続的支援※	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を図り、整備します。 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ*等を通じた継続的支援を実施します。 	福祉こども相談センター
参加支援事業※	<ul style="list-style-type: none"> 高齢・障がい・子ども・困窮等について、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。 	福祉こども相談センター
地域づくり事業※	<ul style="list-style-type: none"> 高齢、障がい、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。 	福祉こども相談センター
福祉サービスの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの需要を把握し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に整備目標を定め、進捗管理を行います。 	社会福祉課
在宅医療*・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員と総合病院との情報交換会を実施し、医療と介護の両方のサービスを必要とする人の在宅生活を支えるための顔の見える関係づくりを推進します。 在宅医療*・介護連携推進会議を開催し、地域課題の把握と課題解決のための取組を関係機関と連携し、実施します。 	長寿介護課

※「第5章 重層的支援体制整備事業に向けて」(86 ページから方向性を説明しています。)

活動紹介

市民一人ひとりが地域福祉を推進「地区社会福祉協議会」



地区社会福祉協議会は、地域住民が主体的に自らの地域の福祉的な課題解決に向けて、活動していく任意の団体であります。

市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の活動支援を行い、地域福祉の推進に取り組んでいます。

施策2 権利擁護の充実

成年後見制度*や日常生活自立支援事業*の推進のため、各種制度について周知・啓発するとともに、支援が必要な方の権利擁護*をより一層充実させ、虐待防止対策を推進します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○権利擁護*等について理解を深めましょう。 
 権利擁護*等について理解を深め、各種制度を活用しましょう。

○成年後見制度*を知りましょう。 
 成年後見制度*の内容を理解し、制度を活用しましょう。

○虐待や人権侵害に気づき、適切な対応を行いましょう。 
 ご近所で虐待や人権侵害を見かけた場合、関係機関へ連絡しましょう。

○地域の虐待や人権侵害の防止・早期発見に努めましょう。  
 見守りなどの地域活動を通じ、地域の虐待や人権侵害の防止・早期発見を行い、関係機関と連携し、適切な対応を行いましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
権利擁護*について 広報・啓発	・ふくしだより等において、生活支援員、市民後見人等の活動を紹介し、権利擁護*について周知します。
日常生活自立支援 事業*	・地域住民や相談支援事業所から相談を受け、県社会福祉協議会の審査会に申請をし、金銭管理や福祉サービスの利用を支援します。
日常生活自立支援 事業*生活支援員養成 及びフォローアップ	・地域住民の支え合いにより地域で自立した生活が営まれるように権利擁護*に対する理解を深め、育成します。
市民後見人養成・ 実務研修	・権利擁護*の知識を学ぶ機会を提供し、実務経験を通して技術を磨き、地域の担い手を確保していきます。
法人成年後見事業	・成年後見人等の受任を受け成年後見人等業務を行います。法人成年後見運営委員会を実施し公平性を図ります。

事業・取組	内 容
法人成年後見事業 市民後見人監督人 業務	・市民後見人が適切な業務が行えるように監督します。
成年後見サポート センターの運営（中 核機関）	・権利擁護*支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につ ながるように地域で支えるネットワーク機能及び機能を強 化する為の視点・取組を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
権利擁護*支援の 周知・啓発	・民生委員やケアマネジャーなど団体向けの啓 発研修をします。 ・広報紙に権利擁護*支援について掲載をしま す。	福祉こども 相談センター
成年後見サポート センターの体制強 化	・地域連携ネットワークのコーディネートを担 う中核的な機関としての権利擁護*支援に取り 組みます。	福祉こども 相談センター
市民後見人等の 養成	・市民後見人の養成講座を実施します。 ・権利擁護*支援の担い手を育成します。	福祉こども 相談センター
虐待防止推進事業	・市民に対し、広報等を通じて虐待防止の周知・ 啓発を行います。また早期発見・早期対応に努 めます。 ・虐待の対応について、支援機関と連携し、対応 強化を図ります。	福祉こども 相談センター
成年後見制度*利用 促進基本計画*	・成年後見制度*の利用の促進に関する法律第5 条に定める成年後見制度*利用促進計画を定 め、権利擁護*に関する施策を推進します。	福祉こども 相談センター

※「第6章 第2期成年後見利用促進基本計画」（88 ページから詳しく説明していま
す。）

活動紹介

「市民後見人」の養成について



すべての人が、住み慣れた地域で安心
して生活できるよう、地域における権利
擁護の知識を深めるとともに、同じ地域
に暮らす住人として、ご本人と同じ目線
で考え、相談し合える寄り添い型の支援
を行うため、市民後見人を増やす活動を
行っています。

施策3 多様な福祉問題を抱える人に対する支援

福祉問題を抱えている人など、支援を必要とする人が安心して地域で暮らせるよう、必要なサービスを必要な時に受けることができるよう、きめ細かなサービスを提供します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○フードバンク活動に協力しましょう。



消費しきれない食料をフードバンクに預け、本当に食料を必要としている人や場所に届けましょう。

○再犯防止への理解を深めましょう。



罪を犯した人の更生保護や社会復帰への理解を深め、立ち直ろうとする人に対し、何ができるか考え、できることから始めましょう。

○地域で支援を必要としている家庭に気づきましょう。



地域での生活困窮や8050問題*、ダブルケア*、ひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラー*など、支援を必要としている家庭に気づきの目を向けましょう。

○地域で支援を必要としている家庭を見守りましょう。



地域での生活困窮や8050問題*、ダブルケア*、ひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラー*など、支援を必要としている家庭の見守りを行いましょう。また、必要に応じ、相談機関へつなぎましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
福祉総合相談	・介護、福祉等の様々な相談に対応します。
生活困窮者*自立相談支援事業	・相談者及びその家族が生活に困窮し、日常生活に支障をきたす場合に、相談者やその家族の生活や生命の安全を図ります。必要に応じて自立に向けた支援計画の作成等を行います。
県生活福祉資金貸付事業	・低所得者世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、必要な相談支援を行います。
福祉資金貸付事業	・低所得者に対し、緊急かつ一時的に必要な資金を貸付し、必要な相談支援を行います。
生活困窮者*特別支援事業	・自立相談支援事業*に基づいて、相談者及びその家族が生活に困窮し、日常生活に支障をきたす場合に、ライフライン等の支援を行います。
牧之原市版フードバンク事業	・市民や企業、団体から必要に応じた食料を寄付していただき、食の支援を望む生活困窮者*へ支援を行います。

活動紹介

誰もが暮らしやすく持続可能な社会へ

「フードドライブ事業」

牧之原市では、家庭で眠っている食品を回収BOX設置場所(市役所や総合健康福祉センターさざんか、B&G海洋センター等)で集めて、フードバンク団体に寄贈するフードドライブ事業を行っており、フードバンク団体が、食べるものがなく困っている方へ食品をお渡しする活動を行っています。



【行政の取組】

事業・取組	内容	担当課
生活困窮者*自立支援事業※	・就労、住居、その他の自立に関する相談支援を行います。	福祉こども相談センター
就労準備支援事業※	・一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。	福祉こども相談センター
相談支援体制の強化※	・犯罪を犯した者に対して、福祉支援が必要な方から相談があった場合、関係機関と連携し社会復帰への支援を実施します。	福祉こども相談センター
	・加害者、被害者関係なく、保健医療が必要な者から相談があった場合は、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、適切な支援・機関につなげます。	健康推進課
	・犯罪を犯した者に対して、社会復帰の過程で必要な保健医療が受けられるよう、ケースに関わる関係機関との連携を図り、相談体制を強化します。	国保年金課
更生保護団体等への活動支援※	・更生保護団体等が実施する活動に要した経費に対して、補助金を交付します。 ・更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターを老人福祉センターに設置しており、活動の支援を実施します。	社会福祉課
青少年健全育成事業※	・市民と教員等で構成している青少年健全育成推進委員が、祭典・花火大会後の夜間見回りや交通安全活動のための青色防犯パトロール、あいさつ運動を実施します。	社会教育課
社会を明るくする運動※	・犯罪や非行をした者の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施します。	社会福祉課
自殺対策推進事業	・「いのち支える牧之原市自殺対策計画」に則り、庁内外の関係機関と市の自殺対策に関する情報共有や意見交換の場を設けます。	健康推進課
食の提供重点支援事業	・子どもの貧困対策の取組として、様々な家庭環境により支援を必要とする子ども達を対象に食料支援を実施します。	福祉こども相談センター
フードドライブ事業の推進	・広報まきのはらや市ホームページ、市公式LINE等で事業を周知し、家庭で使用しない食料品を集め、食の支援を望む生活困窮者*の支援を行います。	社会福祉課

※「第7章 再犯防止推進計画」(96 ページから詳しく説明しています。)